

魚津市告示第117号

魚津市とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業実施要綱の  
一部改正について

魚津市とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業実施要綱（平成20年魚  
津市告示第114号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月4日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

類型	子育てサービス	提供者	サービス利用対象者
保育・育児支援	一時保育	保育園、幼保連携型認定こども園	県内在住者の子で未就学児
	子どもの一時預かり、一時預かりを伴う送迎	ファミリー・サポート・センター	市内在住者又は市内勤務者の子で未就学児又は小学生
	病児・病後児保育、一時保育	オープン型病児・病後児保育実施施設	県内在住者の子で生後3か月から10歳までの子ども
	読み聞かせ絵本の購入	指定書店	子育て家庭
	障害児向け福祉サービス（短期入所・日中一時支援）	短期入所・日中一時支援事業所	県内在住者の子で小学生までの子ども
	親子連れでの公共施設の利用	指定公共施設	子育て家庭
保健※	任意の予防接種（インフルエンザ、おたふく風邪、ロタウイルス）	医療機関、助産所	県内在住者の子で中学生までの子ども
	乳児健康診査、母乳相談、母乳マッサージ、乳児の沐浴指導		県内在住者及びその子である乳児
	産後ケア	産後ケア事業所	県内在住者及びその子である乳児
	フッ素塗布	歯科医療機関	県内在住者の子で未就学児又は小学生

※医療保険が適用されないサービスに限る。

様式第 3 号の 2 及び様式第 4 号を次のように改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年11月15日から適用する。